

鳥取県告示第 339 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 6 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 地域でくらす会	米子市内町122	日中活動まちくら	米子市内町122	生活介護、就 労継続支援	平成19年4月 1日
社会福祉法人 遊歩	米子市彦名町 2850-1	吾亦紅	米子市彦名町2850- 1	生活介護、就 労継続支援	〃